

用語説明

・ウェブ（Web）サイト

インターネット上にある公開されている文書がウェブページであり、ウェブページのまとまりをウェブサイトという。

・おもちゃ図書館

おもちゃをとおして、障がいのある子もない子も、友だちや家族・ボランティアの輪の中で楽しく遊ぶ交流の場。おもちゃの貸し出しも行う。

・介護保険制度

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの方のうち医療保険に加入している方（第2号被保険者）を対象とする、市区町村が運営する社会保険の1つ。介護が必要と認定されたとき、費用の1割を支払えばそのサービスが利用できる。利用者が直接サービス事業者を選択し、サービスを利用できる。

・「釜石市民元気応援プロジェクト」

荒川区の友好交流都市・釜石市の復興には、新しいまちづくり、被災者の生活再建などとともに、市民が文化・スポーツ・コミュニティ活動を通し、元気と活力を取り戻すことが重要と考え、平成24年1月20日から『釜石市民元気応援プロジェクト』を開始。プロジェクトでは、今釜石で応援が必要とされている、子どもたちや、若者、市民の文化・スポーツ・コミュニティ活動の5つを具体的な応援プログラムに掲げ、募金活動に取り組んだ。当初掲げた目標は、一万人の協力により500万円を釜石市民に届けようというものだが、「今、私たちにできること～釜石市民の『心の復興』の応援を」という考えに多くの方々が共感し、区立小中学校、商店街連合会、文化団体、ボランティア団体など、運動の輪が広がり協力者35,007人、募金金額20,417,016円（平成25年3月5日現在）と目標の4倍をはるかに超えた。

・ケアホーム（共同生活介護）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなう施設。障害者総合支援法では、ケアホームとグループホーム（共同生活介護）が一元化されている。

・傾聴ボランティア活動

話し相手に寄り添いながら、話を耳と目と心できくことが「傾聴」である。荒川区社会福祉協議会では、平成13年度から傾聴ボランティア養成講座を開催し、担い手のボランティアを養成。平成14年度受講修了生によりボランティアグループ「ダンボの会」を結成し、ひとり暮らしや日中独居の高齢者、心の病の人等の個人宅や施設へ訪問し、見守りと地域から孤立しないように支援している。

- ・公益財団法人荒川区自治総合研究所(Research Institute for Local government by Arakawa City-RILAC)

荒川区が基礎自治体として、自治体経営の基盤強化や質の高い区民サービスを提供するために、多角的かつ中長期的な視点にたって調査研究を行い、政策形成力の向上に資する提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された自治体シンクタンクである。

- ・高齢者みまもりステーション

区から委託を受けて、社会福祉士等の資格を持った相談員が、地域の高齢者に関する相談を受け付ける身近な相談窓口である。相談員は、電話相談や、訪問して相談に応じる他、介護や福祉に関するサービスの情報提供等を行う。また、緊急通報システムを活用し、システムの発報情報があった際は、必要に応じて対象者の状況を確認。

- ・高齢者みまもりネットワーク

荒川区では、地域の高齢者の安全・安心を確保し、住み慣れた街で暮らし続けられるよう、区内5カ所に「高齢者みまもりステーション」(平成25年10月より7カ所)を設置し、地域の民生委員、町会・自治会、警察、消防、社会福祉協議会とネットワークをつくり、ひとり暮らしの世帯、高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者等の見守りを行っている。

- ・子育て交流サロン

在宅で育児をしている親子などが、日中自由に時間を過ごせるフリースペース。荒川区では、子ども家庭支援センターや保育園、地域に設置され、常駐しているスタッフが子育てに関する各種相談にもものってくれ、ほっと一息つける親子の居場所である。

- ・子ども家庭支援センター

子育ての悩み、育児の不安、虐待が疑われる子どもを発見した時などの相談窓口。子ども家庭支援ワーカー、地域支援ワーカー、専門相談員が対応し、子どもと家庭に関する、総合的な支援の窓口である。区で実施しているさまざまな子育て支援サービスを紹介。ショートステイ、子育てサークル室の利用申込みも受け付けている。

- ・35(産後)サポネットin荒川

首都大学東京健康福祉学部と地域と行政がネットワークをつくり、出産後間もなくから生後6ヶ月までのお子さんが出て育児困難な状況の家庭に戸別訪問しサポート。みんなの実家の運営も行っている。

- ・支援費制度

2003年(平成15年)4月～施行。身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択の為の相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを

利用できる制度。2008年から障害者自立支援法に変わった。

・社会貢献型後見人

成年後見制度を必要とする誰もが適切な後見人を得られるように、後見人の裾野を拡げていくために、親族でも専門職でもなくボランティア精神に基づき活動する区民の方々による後見人を、東京都では「社会貢献型後見人」と呼び、養成をしている。

・指定管理施設

地方公共団体やその外郭団体に限定していた体育館、公園、図書館、公立病院、高齢者施設、保育園など公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人、NPO法人にもできるようにした制度のこと。荒川区社会福祉協議会では、荒川老人福祉センター、荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター、西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター、荒川福祉作業所、荒川生活実習所、尾久生活実習所あらかわ希望の家・分場、荒川区立障害者福祉会館アクロスあらかわの7施設の指定管理を受託している。

・障害者総合支援法

2012（平成24）年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、従来の障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）となった。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）の他に一定の難病の患者が対象として加えられた。

・障害者自立支援法

2008（平成18）年、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、サービスの対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行った。2012年より、障害者総合支援法に変わった。

・ショートステイ

児童、障がいのある人、高齢者がその心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭などのために一時的に養育、介護が受けられない場合、または家族の精神的、身体的な負担の軽減を図るために、短期間入所し日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービス。

・成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援

する民法上の制度のこと。「自己決定の尊重」(=気持ちを尊重する)、「擁護」(=法的権利を守る)、この2つを調和させながら支援していく。

・ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service)

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスであり、インターネット上で構築されたものとして、代表的なものとしてフェイスブック、ミクシーなどがある。

・地域福祉権利擁護事業

高齢や障がいにより判断能力が弱り生活に不安を抱える方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

・地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の福祉・医療・保健の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるように、専門職員(保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から地域の高齢者の支援を行っている。荒川区では、5つの地域(南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里)に地域包括支援センターがある。平成25年度には、日暮里地区が東日暮里地区と西日暮里地区に、尾久地区が東尾久地区と西尾久地区にそれぞれ分かれ、7地域に設置される予定である。

・トワイライト

夕方から夜にかけて、主として知的障がいのある方に活動の場を提供し、夕食や入浴の提供、及び見守りや社会に適用するための日常的な訓練を行うサービス。

・NPO (Non Profit Organization)

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称であり、法人格の有無と問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などで)、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した、特定非営利活動法人を指す。

・フェイスブック (Facebook)

世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)。情報の双方向でのやり取りができ、インターネット交流の場。

・ふれあい絆・活サロン

町会・自治会、民生・児童委員、商店街、ボランティア、大学、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、警察、消防、行政、社会福祉協議会などがネットワークをつくり、地域の中で孤立しがちなひとり暮らしの高齢者、障がいのある方々等が集い茶話会交流を図ることで、孤独感の解消と見守り活動を実施。地域の身近な場に、様々な立場の団体、人々とネットワークをつくり実施している地区別サロンと障がいや介護者など同じニーズをもった人々を対象にしたテーマ別サロン、子育て中の親子のための子育てサロンの活動がある。

・法人後見

後見人は家庭裁判所の審判により決定するが、この後見人は家族以外に、弁護士・司法書士・社会福祉士などの第三者の人になるほか、社協やNPOなどの法人になることもある。荒川区社会福祉協議会では、平成19年度からこの法人後見事業を行っている。

・民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活に困っている人やひとり暮らしの高齢者、児童、障がいのある方等に対し、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務める非常勤の地方公務員。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と称する。また、育児のことやいじめや不登校、児童虐待のことなど児童および妊産婦福祉を専門的に担当するのが「主任児童委員」である。荒川区には、200人の民生委員・児童委員、15人の主任児童委員がおり、地域福祉の推進を担っている。

・みんなの実家

小さいお子さんを育児中のママの「実家」のような存在でありたいという願いから生まれた子育てサロン。普通の民家の1階を借り、地域・学生ボランティアがいつも見守ってくれる「実家」のような場所。

・有償在宅福祉サービス

日常生活を送る上で援助が必要な方が「住み慣れた地域社会で自立した生活をおくれる」よう、地域の方々の協力を得て、在宅福祉サービスの提供を行う有償の会員制事業。

・ユニバーサルウオーク

平成15年度、荒川区社会福祉協議会法人化40周年事業としてスタート。各地区の町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ、消防団、警察署と一緒に、子どもから高齢者、障がいのある人々が、共に防災訓練や防災まち歩きをしながら、交流を図り、共に生きることの大切さや災害時の助け合いの必要性や防災を啓発するため事業。

・災害時要援護者

乳幼児、高齢者、障がいのある方、日本語の得意でない外国の方など、災害時に弱い立場にならざるを得ない人のこと。

・横浜市「後見的支援制度」

障害福祉サービスが充実してきた現在でも、地域で暮らす障がいのある人やその家族は様々な不安を抱えている。横浜市では、その不安を解消するために、平成21年度、横浜市は「後見的支援推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、8回にわたり検討を重ねた結果、地域で障がいのある人を支えていく「横浜市障害者後見的支援制度」が施策化された。民法上の成年後見制度ではなく、支援を要する障がい者の権利擁護の観点に立って、地域において安心した生活を送ることができるために行う支援。